faro ファーロ

東京司法書士会

「いざというとき」
あなたを照らすサポートマガジン

東京司法書士会
100周年
2019.11.9

vol.49
2019年
秋号

特集

STOP！泣き寝入り あなたの知らない「権利」が そこにあるかも!?

コラム
今日から役立つコミュニケーション講座

連載
世界の偉人に学ぶ！福沢諭吉の名言から

Q&A
司法書士なんでも相談室
・「限定承認」とは、どんな方法ですか？
・借地の契約や権利は、相続できますか？

特集

STOP！泣き寝入り あなたの知らない「権利」が そこにあるかも!?

働く人や消費者には、さまざまな権利が法律で保障されています。
でも、せっかくの権利も、あることを知らなければ主張できずに終わってしまいます。
そこで、意外に知られていなかったり誤解されていたりする権利について、
「身近な法律家」である司法書士がお伝えします。
もしかすると、あなたにも当てはまることがあるかもしれません。

日ごろの生活や仕事の中での場面に、
実はいろいろな「権利」が隠れています。
知らないと、損をするかも!?（答えは、p.4〜5に!）

Q1

「アルバイトにも
有給休暇はある」

○ or ×？

Q2

「ヤミ金から借りたお金は
返さなくていい」

○ or ×？

クイズ あなたの権利、知ってますか？

Q5

「未払いの賃金や
残業代の請求には、
時効がある」

○ or ✕ ？

Q3

「契約後8日経ったら、
どんな場合でも
クーリング・オフは
認められない」

○ or ✕ ？

Q6

「仕事中に自分の不注意でケガ。
労災にはならず、
治療費は自分で
負担しなければならない」

○ or ✕ ？

Q4

「権利書をなくしたら、
土地の所有権も
失ってしまう」

○ or ✕ ？

いざというとき、法律の知識があなたを守ります

権利の主張は、まずは知ることから。常識と思い込んでいたことが、法律的に見ると実はそうではないということもあります。

A1 要件を満たしていれば、アルバイトでも有給休暇を取得できます

「有給休暇」（有給、有休）は正社員のもの、と思われがちですが、実は、労働基準法では、正社員とアルバイト・パートなどの区別なく「労働者」に有給休暇を認めています。次の①②の要件を満たしていれば、例えば週1日だけのアルバイトでも、有給休暇を取得する権利があります。雇用主は、有給休暇を取りたいという申し出があったら、与えなくてはなりません。

①半年以上の継続勤務

②契約時に決められた労働日数の8割以上出勤している

A2 ヤミ金に返済する義務はなく、返したお金も取り戻せます

ヤミ金（闇金融、闇金業者）とは、国や都道府県に無許可で貸金業を営んでいる業者のこと。営業自体が法律違反行為なので、ヤミ金から借りたお金は、法律上は返済の義務がありません。また、すでに返済したお金の返還請求をすることもできます。

ただし、もともと法律を守る気のない業者が相手ですから、一人で立ち向かうのは危険。ヤミ金問題で悩んだときは、まずは東京司法書士会の無料法律相談などで専門家に助けを求めてください。

A3

クーリング・オフ期間は8日とは限りません

訪問販売や電話勧誘での契約には8日間のクーリング・オフ(※)期間があることは、かなり知られていると思います。ただ逆に、「8日を過ぎているから」と諦めてしまうことも。実は、クーリング・オフ期間は一律8日ではなく、内職商法やモニター商法は20日間、逆に通信販売はクーリング・オフの対象外など、取引方法や契約した商品・サービスによって違います。また、契約書の不備やクーリング・オフに対する妨害行為があった場合などは、クーリング・オフ期間が延長されます。

※一定の期間であれば無条件で契約の撤回や解除ができる制度

A4

権利書は、不動産の権利そのものではありません

不動産のいわゆる「権利書」(平成17年以前は紙の書類、それ以降は「登記識別情報」という12桁のパスワード)は、所有者として登記済であることを証明するものですが、所有権そのものではなく、有価証券でもありません。そのため、紛失しても所有権はなくなりません。ただし、再発行は不可。不動産を売却する場合には、司法書士に依頼して「本人確認情報」を作成するなどの手続きが必要になります。なお、相続登記の際には新たに登記識別情報が発行されるので、「相続した不動産の権利書が見つからない！」と慌てなくても大丈夫です。

A5

未払い賃金請求の時効は、現在は2年です

未払いの賃金や残業代を請求したいけれど、なかなか言い出せなくて先延ばしにしているという人がいるかもしれません。しかし、未払い分を請求する権利には、期限があります。現在の労働基準法の規定では、支払予定日から2年を過ぎると時効となり、請求できなくなります。なお、2020年4月の民法改正で、さかのぼってお金を請求できる期間が「原則5年」となるため、これに合わせて時効を5年とすることも現在検討されています。

A6

不注意でのケガも、「仕事が原因」ならば労災です

労災(「労働災害」の略)の認定のポイントは、「仕事が原因」での病気やケガであるかどうかです。本人の過失の有無は、わざと事故を起こしたというような事情でない限り、労災の認定には関係しません。病院に支払う治療費や仕事を休んだときにもらえる手当などの保険給付が減らされることもありません。ただし、酒酔い運転や運転中のスマホ操作など、本人に犯罪行為や重大な落ち度がある場合には、保険給付が制限されます。

特集

ほかにも、あなたの知らない「権利」があるかもしれません。一人で悩まずに、まずは司法書士へ！

今回ご紹介した6件のケースは、権利問題のほんの一部です。
東京司法書士会は、人権擁護活動にも力を入れています。
悩んだり困ったりしたら、一人で悩まずに
司法書士ホットラインにお電話ください。

悪質商法に遭われた方

成年後見の利用を迷っている方

多重債務で悩んでいる方

生活困窮に陥っている方

法律の専門家だから、
提案できる解決方法があります。
一緒に考えましょう。

司法書士ホットライン
TEL.03-3353-2700

Message

現代は、情報格差社会。その格差を埋めるために、司法書士を利用してください

日ごろあまり感じることはないかもしれませんが、私たちは「情報格差」の中で生きています。例えば、企業と消費者。ネットショッピングやクレジット契約などのときに、企業が提示する約款をすべて読んで理解できる消費者はまずいないと思います。たいていの人は理解しないまま同意してしまい、トラブルが起こったときに、初めて「えっ、そんなことだったのか!?」と戸惑うことになります。雇用主と労働者の間でも同様で、労働者が労働規約や関係する法律を完全に把握して働くのは難しいでしょう。

今はインターネット社会で、誰もが必要な情報を得られると思われがちです。しかし、インターネットを使えない人もいますし、そもそも主張できる権利があるということにさえ気づけない人も多いのです。

私も、司法書士としての20年以上の経験の中で、この情報格差につけ込まれるケースに数多く関わってきました。だからこそ、私たち司法書士は法律の専門家として、この格差を埋める役割を果たしていきたいと考えています。例えば、悪質商法に騙されてしまった方は自分を責めがちですが、悪いのは、情報弱者を利用する業者。「あなたは悪くない」ということをはっきりお伝えして、法律家としての知識で解決の道を提案します。

今年6月に成立した改正司法書士法には、「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」という司法書士の使命が明記されました。司法書士がこれまで、多重債務や悪質商法、成年後見などの社会問題に長年取り組み、人権擁護活動を続けてきたことが、今、この使命規定として表れたと考えています。

司法書士は、国民の皆さんの権利を擁護する「身近な法律家」です。何か困ったり悩んだりしたときには、一人で抱え込まずに、あなたの権利を正しく知るために司法書士をどんどん利用していただきたいと思います。

東京司法書士会　副会長
村上 美和子

100年でこんなに変わった！

司法書士今昔物語

第3回

東京司法書士会は、2019年11月9日に設立100周年を迎えます。この100年の間には、社会のあり方も法制度も大きく変わりました。それに伴って、市民の身近な法律家である司法書士の役割や立場も、変化してきました。その変化の一端を、しほたんがご紹介します。

東京司法書士会
公認キャラクター
しほたん

1 明治時代には なんちゃって司法書士がいた!?

1872(明治5)年に制定された司法職務定制により、司法書士の前身となる代書人が誕生しました。ただし、当時は資格制度ではなく、自分で書類などが書けない者と未成年者以外は、誰でも代書人を名乗ることができました。そのため、お金儲けのために民事事件などの依頼を受け、成功すれば多額の仲介料を請求する不届き者が出現。彼らはひげをたくわえ、立派な身なりをして、一見すると知的な雰囲気を醸し出していたようです。

現在は

この事態に、堅実に業務に取り組む代書人から規制を求める声が高まります。1919(大正8)年には司法代書人法が成立。代書人になるには、地方裁判所の許可が必要となりました。1978(昭和53)年には国家資格となり、社会的信頼性が高まると同時に、求められる役割も広がっていきました。

2 大正時代から認められた 女性の司法書士

1919(大正8)年に司法代書人法が成立した際、女性を司法書士として認めるかが問題となりました。条文には、女性は司法書士になれないとは書かれていませんでしたが、当時は女性に参政権もなく、さまざまな制約があった時代。代書事務を行っていた女性の認可について神戸地方裁判所から問い合わせを受けた司法省は、優秀な人であれば認可してもよいとしました。当時盛んになり始めていた女性解放運動が後押ししたのかもしれません。

現在は

時代は流れ、今では女性の司法書士は全体の約18%を占めています(2019年4月1日現在 日本司法書士会連合会調べ)。女性ならではの問題を抱えた人をサポートしたいとの使命感を持っていたり、出産後に資格を取得し、子育てと両立しながら活動する女性の司法書士も増えてきています。

3 30年以上闘って獲得した 「簡裁代理権」

戦後、司法書士は法の専門家として職域の拡大を目指し始めます。その中のひとつが簡裁代理権の取得でした。例えば、少額訴訟などは弁護士に依頼しづらく、泣き寝入りする人が多い現状がありました。そのような案件を弁護士の代わりに引き受け、法のサポートからもれてしまう人々に寄り添いたい、と考えたのです。昭和40年代から、司法書士による運動が活発化していきました。

現在は

2002(平成14)年に運動が結実し、訴訟の目的の価格が140万円以下の裁判を引き受けることが可能になりました。近年では、賃金の未払いを求める訴訟などを担っています。また、LGBT、貧困問題などにも取り組み、社会制度などから取り残された人々の身近なサポーターとして活動しています。

参考文献:『東京司法書士会史』(東京司法書士会)、『日本司法書士史 明治・大正・昭和戦前編』(日本司法書士会連合会)

司法書士なんでも相談室

身の回りで起こるトラブルや悩み事。
法律の専門家なら、解決のための
アドバイスができることがあります。
このコーナーでは、皆様のお悩みに
司法書士が答えていきます。

Q1

叔父の相続人になりました。借金があったようですが、どれくらいなのかすぐにはわかりません。相続で「限定承認」という方法があると聞きましたが、どんな方法ですか。

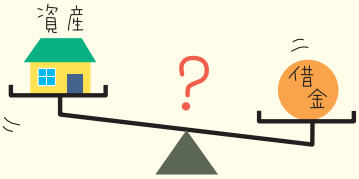

A 「限定承認」は、不動産などのプラスの財産と借金などのマイナスの財産のどちらが多いかがわからないときに使われる、遺産の承継方法です。この方法を選択すると、借金の返済は、承継したプラスの財産を限度として行えばよいことになります。あなたのケースのように、被相続人と疎遠で状況がわからず不安なときは、限定承認をしておくと安心ですね。

限定承認をするためには、叔父さんが亡くなった時から3カ月以内に、相続人全員から家庭裁判所に申し立てをすることが必要なので、早めに専門家に相談するのがおすすめです。

Q2

亡くなった父が借地で畑をつくっていました。引き継ぎたいのですが、借地の契約や権利は、相続できますか。

A はい、借地の契約や権利は相続することができます。地主の許可を得たり、契約を締結し直したりする必要もありません。地主から土地の返還を請求される場合もあるかもしれませんが、それに応じる義務はありませんので、安心して畑をつくってください。ただ、地主との関係は円満であるに越したことはないので、相続によって借地権者が代わったことを地主に伝えておくようにしましょう。

心のカウンセラー 菅野泰蔵の

今日から役立つ コミュニケーション講座

第7回

臨床心理士 菅野泰蔵

すがの・たいぞう／学習院大学相談室や代々木の森診療所などを経て、現在、東京カウンセリングセンター所長。『カウンセラーの「聴く力」』(PHP研究所)、『上手に「気持ち」を伝える技術』(大和書房)など著書多数。

進まない話し合いを前進させる方法

だらだらと意見交換をするだけ。誰も音頭を取らない。そんな進展しない話し合いの経験、あなたにもありませんか？話し合いの効果的な進め方をご紹介します。

■ラフに話せる場を継続して設ける

そもそも進む進まない以前に、話し合い自体が苦手という人も多いですよね。家業を誰が継ぐか、家族で話し合う必要があるのに、改まった話し合いを避けて誰も音頭を取ろうとしないというような場合です。考えてみれば、改まった話し合いなど重苦しく、気が進まないのが普通かもしれません。それならば、気楽な会話の中で話し合えばいいのです。例えば、父親の誕生日祝いなどを理由に、家族を集めます。みんなで楽しい時間を過ごすことを目的にし、多々ある話題の一部として、継承についても触れればいいのです。大切なのは、話し合いのための誕生日会にしないこと。そして、家族イベントを利用して、今後も継続的に集まる場を設けることです。そうすることで、集まるたび互いの胸の内を言いやすくなるでしょう。

■当事者だけの話し合いにこだわらない

意見が出過ぎてしまう場合はどうでしょうか？ 両親が遺言書を遺さずに他界してしまい、遺産分割を兄弟で話し合うとしましょう。しかし、意見を言い合うだけで進展しません。このようなケースでは、みんなが自分の願望を主張しているだけになっていることがあります。それではまとまらないのが当たり前。そのようなときは、最初から専門家などの第三者に入ってもらうことが有効です。法的な決まりなどを教えてもらうことで、自身の主張の正当性も客観視でき、願望のぶつけ合いをストップすることができます。

■意見を出してもらう方法

意見が出にくい家族もいますよね。例えば、夫に遺言書の用意を提案したら同意してくれたものの、夫はそれ以上の意見を出してくれない、というケースです。このような場合、夫自身も何から手を付けていいかわからない、ということが考えられます。そうであれば、つくり方の資料などを見せることが一つの手です。それを見れば、夫からも何らかの意見が出てくるはずです。考える材料を用意することが、話し合いのきっかけになるかもしれません。

世界の偉人に学ぶ！

ピンチをチャンスに変える考え方

挫折、失敗、絶望。生きていれば誰しも「もうダメかも」と思うような瞬間があるかもしれない。そんなときは、偉人がヒントをくれる。どん底を乗り越え、偉業を成し遂げた彼らの考え方に学んでみよう。

今回の名言

すべて事の極端を想像して覚悟を定め、まさかの時に狼狽せぬように後悔せぬように

―福沢諭吉

慶應義塾の創立者、福沢諭吉。代表作の『学問のすゝめ』は、明治初期の大ベストセラーとなった。

諭吉は、学問を重んじて自由独立の精神を養い、揺るぎなき信念のもと、ただ己のやるべきことに邁進したイメージを抱かれがちだが、彼は「もしも」のことを頭に置いて行動するのが常だった。創立した慶應義塾の発展のために積極的に行動しながら、その一方では、もしも生徒が集まらなければ、躊躇なく撤退しようと考えていたのである。

「塾の盛衰に気を揉むような馬鹿はせぬと、腹の底に極端の覚悟を定めて、塾を開いたその時から、何時でもこの塾を潰してしまうと始終考えているから、少しも怖いものはない」

人は挑戦するときに、自分の行動を後押しするためにも、明るい未来ばかりを考えがちだ。引き際を間違えないためには、諭吉のように「極端な覚悟」を、どんな選択をする際であっても、本来は持っておくべきだろう。

なぜ、諭吉は、情熱を持ちながら、冷静でいられたのか。それは、ひとえに「独立の精神を持っていたから」にほかならない。つまり、うまくいかなくても大丈夫なように、自分の足で立てるように準備していたのだ。

実は諭吉があん摩（現代でいう指圧）の修業をしていたことは、あまり知られていない。故郷を出ることを第一目標にしていた諭吉は、どんな選択をしても食いっぱぐれることのないように、あん摩の技術を習得していたのである。

「一文なしで飛び出しても、あん摩ができれば食べることはできる」

諭吉の心の拠り所は、そこにあった。だからこそ、大胆な行動に出ることができたし、うまくいかなければ、躊躇なく撤退するという心持ちでいられたのである。

勇ましさだけが、人生ではない。どんなときでも、退路は確保しつつ、新しいことに挑んでいこう。

福沢諭吉的結論

究極の行動力は究極のリスク管理から始まる

福沢 諭吉

中津藩士の子として大阪府に生まれた。緒方洪庵の塾で蘭学を学び、江戸に後の慶應義塾のもととなる蘭学塾を開く。明治維新後は政府に仕えることなく、慶應義塾での教育と国民啓発のための執筆に励んだ。主な著書に『西洋事情』『学問のすゝめ』『福翁自伝』など。明治の六大教育家の一人。

文 真山知幸 | 著述家。ベストセラー シリーズ『ざんねんな偉人伝』（学研プラス）のほか、偉人や名言をテーマに著作多数。書籍の監修や、大学での講義も行っている。週刊有料メールマガジン『それでも笑って生きるための偉人マガジン』を配信中。

東京司法書士会の活動

「司法書士の日」を記念して、カルピスを寄付

8月3日は「司法書士の日」です。「司法書士の日」記念事業として、都内の37児童養護施設に無償でカルピス合計約1000本を寄付しました。親元を離れて暮らす子どもたちを支援したい、将来困りごとを抱えることがあったら司法書士の存在を思い出して相談してほしい、との思いが込められています。この企画では、今年11月で100周年を迎える東京司法書士会と同様にカルピスブランドが100周年を迎えるアサヒ飲料と、関東圏でスーパーマーケットを展開するコモディイイダの協賛もいただきました。東京司法書士会は、今後も児童支援の活動を続けていきます。

立川市や杉並区の3施設には、東京司法書士会のイメージキャラクター、しほたんも一緒に訪問。子どもたちは駆け寄って遊んだり、一緒に記念写真を撮るなどし、みんなの笑顔がはじけていました。

子どもたちに囲まれるしほたん。どの施設でも大人気でした。

「いのちを守る出前講座」のご案内

東京司法書士会は、自殺を減らすための取り組みに力を入れています。2019（令和元）年7月1日～2020（令和2）年4月30日まで、無料で出前講座を実施します。司法書士が講師となり、自死に関する統計データ分析や事例紹介などを行います。

他に、悩みを抱える方のご相談に、面談および電話で答える「いのちを守る何でも相談会」も開催しています。詳しくは東京司法書士会HPをご覧ください。

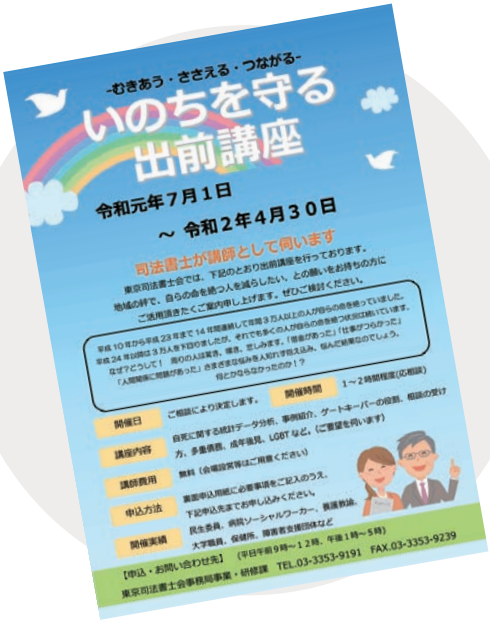

司法書士ミニヒストリー

司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときに手助けをし、書類の作成や手続代行も行っていた「公事宿（くじやど）」と考えられています。江戸の昔から必要とされてきた「いざというときのサポート役」は、今の司法書士にしっかりと受け継がれています。

今回の表紙
歌川豊国「三世沢村宗十郎の大星由良之助」
（さんせいさわむらそうじゅうろうのおおぼしゆらのすけ）

©公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

fdro（ファーロ）
ファーロ faro 2019 autumn vol.49／2019年10月1日発行
発行元：東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37
TEL.03-3353-9191
発行責任者：清水輝明　編集人：倉石裕子
制作：株式会社一粒舎　印刷：柳本印刷株式会社

東京司法書士会では**無料法律相談**を実施しています

一人で悩まず、司法書士にご相談ください

公認キャラクター しほたん

遺言のことを聞きたい

相続の問題で困っている

会社をつくりたいけどどうしよう

クレジット・サラ金の問題で悩んでいる

不動産の名義変更をしたい

成年後見制度を使うには？

友人とのお金の貸し借りで困っている

弟と遺産争いに…

隣家と境界線でトラブルに

電話で相談したい

司法書士ホットラインにお電話ください

昼 10:00〜15:45

平日（月〜金曜）

03-3353-2700

夜 17:00〜19:45

水・木曜（祝日除く）

042-540-0663

会って相談したい

2カ所の相談センターがあります。まずは、電話でご予約ください

四 谷

東京司法書士会総合相談センター

新宿区四谷本塩町4-37
（JR四ツ谷駅から徒歩4分）

電話予約はこちら

03-3353-9205

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

※男性相手には話しにくい悩み事の場合などは、女性司法書士への相談を希望することもできます（女性の方のみ）。電話予約の際に、その旨お伝えください。

立 川

三多摩総合相談センター

立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル202-A
（JR立川駅から徒歩６分）

電話予約はこちら

042-548-3933

平日 10:00〜16:00

もめごとを当事者同士で解決したい

調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる解決をめざします

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などとのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、そんな場合は調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせ・予約はこちら

03-3353-8844

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

まずはお電話ください！

出張による相談にも対応しています

お体の事情などで常設相談会にお越しいただくことが困難な方（東京在住の方のみ）を対象に、予約制で、地域の役所や学校などの公共施設、高齢者施設などへの司法書士の出張相談を行っています。

※お申し込みは、施設などを通してお願いします。

お問い合わせはこちら

03-3353-9191

（東京司法書士会事務局）
平日 9:00〜17:00

東京司法書士会のHPからもお申し込みいただけます

東京司法書士会

https://www.tokyokai.jp/

視覚障がいの方のための音声コード（Uni-Voice）です